

令和5年度事業計画書 「第44期」
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

令和5年3月12日
社会福祉法人 恤愛会

4年が経過した新型コロナウイルスの感染状況は5月より5類相当になり、各種規制が緩和されることになっている。しかし、感染者数の増減は予想されているので、今後の計画も急な変更があることが考えられるが、昨年度の実施状況を参考にしながら、なるべく多くの行事に参加できるように作成する。現在、新型コロナウイルス感染症対策で行事を変更するものとして納涼大会はお祭りごっことして実施とするほか、老人交流を行わない予定としている。運動会はコロナウイルス流行前の方針で実施する。

町田ときわ保育園における今年度の児童数は107名となり、定員より3名の減少となっている。欠員は5歳児の3名のみで、これは近隣の住宅開発が進んだためである。しかしながらこの現象は一時的なものであり、乳幼児の全体的な減少傾向は進んでいるので、定員の削減や、こども園への移行、園舎の新築など抜本的な運営の転換を模索することが切実な課題となっている。

一方、当園も保育士不足が顕著となっており、現在在職する職員の負担が増している、早急に保育士を充足し、働きやすい職場づくりを職員と共に考え、職員の定着率の向上を進め、安定した人員配置に努めたい。

施設整備については、安全対策の補助が予定されており、当園ではバスの運行をしていないため、別事業として園児の安全対策に関する事業を実施する予定である。現在考えていることとしては、玄関付近の柵の改修や安全ミラーの設置などである。

さらに、施設の老朽化や災害対策(浸水想定区域内)、恒常的な園児の欠員を考慮すると施設を新しくすることも計画する必要がある。しかしながら新築計画の調査を進める中で、周辺の道路環境や定員減による補助金の有無など、資金計画について更なる検討が必要なことが分かり情報の収集を進めている。

園児に対する安全対策や不適切な保育に関する事件が多発する中、保育士不足に悩む当園でも危険性は高まっているといえる。様々な会合や研修に参加する中で、よりよい保育環境を考え直す必要性が高まっている。

1 児童の処遇（入所児年齢とは相違する）

A 園児クラス編成。

年 齢	クラス名	男 児	女 児	合 計
0 歳児	り す 組	2名	7名	9名
1 歳児	う さ ぎ 組	8名	6名	14名
2 歳児	つ ば め 組	15名	6名	21名
3 歳児	か な り や 組	12名	10名	22名
4 歳児	は と 組	10名	12名	22名
5 歳児	ひ ば り 組	11名	8名	19名

定員110名に対し入所児107名。

B 健康管理。

- 1) 0歳児については、年4回の定時健康診断を実施する。
- 2) 1歳児以上については、新入園児健康診断の都合もあり
5月及び11月の年2回とする。
- 3) 歯科健診については、嘱託医による年1回の健診を実施。
- 5) その他健康指導は看護師による指導、及びクラス別カリキュラム
内で指導を行う。
尚、特別な診断を必要とする子どもについては、嘱託医と相談するなどして連携をとつてゆく。又、判断を必要とする子どもの場合は、子ども家庭支援センターを窓口とし、専門医の意見を求める。
障がい児については、町田市子ども発達センターと連携する。

C 栄養管理。

給食については、町田ときわ保育園「給食指針」にのっとって、「給食・食育年間計画」を策定し、1～5歳児については月ごとの目標に対しての評価と改善を行う。

更に、次代を担う子どもたちの健全な育成を図ることの重要性を認識し、保育所給食の意義と給食管理、運営のあり方を十分理解するとともに、給食にかかる関係法令、通達の分類、整理を行い、保育所給食の発展向上に留意する。

食育についても「楽しく食べる」ことを大切にし、栄養士のクラスでの指導もしていく。又、各クラス連携をとりながら、園の特色を活かし、季節に併せての取り組みを引き続き行っていく。

栄養給与目標量については、食事摂取基準を活用した給食の食事計画を立案・実施する。

給与栄養量の計算は「五訂日本食品標準成分表」を使用し算出する。その他、家庭的雰囲気を配慮した、「お楽しみ献立」の実施。

給食関係者は、常に健康に留意するとともに、安全・衛生に留意し、整理・整頓・清潔・清掃の4Sを実行する。

アレルギー・アトピーに対しては、アレルギー対応・対策委員会及び給食委員会で検討し医師の生活管理指導票が出れば除去食、特別食も出きるかぎり行う。

D 保育。

- 1) 保育目標、保育方針については「町田ときわ保育園・保育目標、保育方針」による。
- 2) 年間行事計画、園外保育計画は別紙の通りであるが今年も行事及び園外保育は特に内容等昨年の評価・反省をふまえ実施する。
- 3) 一人一人の特性と個人差に応じた子ども達の自主性、自発性を重視した保育を行う。(所番地方式による保育の展開)
- 4) 一時預かり事業の実施
- 5) 地域子育て支援拠点事業の実施

E 安全管理。

保育園における安全管理は、児童の生命、身体を危険から守ることを目的としている。保育者は次の項目を基本的な考え方として保育する。

- 1) 危険を取り除くこと。環境を整備すること。
(チェックリストの活用)
- 2) 子どもたちが安全を守る心がまえや安全に対する能力を育てるための安全指導をすること。
安全管理上の留意点については、保育所保育指針第3章、3、4を参考として実施する。
- 3) 令和5年度の重点的な安全管理対策として
・アレルギー対応・対策委員会の毎月実施
・門扉工事(園児の飛び出し防止対策)

2 職員の待遇

A 職員構成。令和5年度職員組織表による。 * (別紙)

B 職員分担。

令和5年度職員組織表による。 * (別紙)

C 健康管理。

毎年1回、5月頃に定期健康診断を行う。

40歳以上については、生活習慣病予防健診を行う。

調理関係者及び0歳児担当者については、伝染病予防法 第19条の規定による法定保菌者検索について毎月1回に検便を実施する。

令和5年度は町田市常盤町の「さくらメディカル」で行う。

D 労務管理。

一年単位の週40時間制を所定労働時間と定め実施する。介護休業については、「介護休業、介護のための深夜業の制限及び介護短縮時間勤務に関する規定」を定めている。

保育にあたる職員は心身ともに健全でなければならないのは、当然であり平素から豊かな環境づくりに努め、明るい快適な職場、職員相互の人間関係や施設設備の改善も必要である。

職員は、町田ときわ保育園の「就業規則」「園規則」を遵守し、職員の福祉増進……結果的に園児の福祉増進となる……に努めなければならない。

E 職員研修。

1) 園外研修及び講座。

園外研修及び講座は、東京都、東京都民間保育園協会、町田市法人立保育園協会の主催するものならびに一般に行われる研修及び講習会に、保育に支障のないものの中から選出し参加する。尚、夏季の参加については、本人の申請により園長が決定する。

処遇改善加算Ⅱを支給されている職員についてはキャリアアップ研修が必修となるため、隨時この研修に参加する。費用は法人が支出する。

2) 園内研修。

園内研修については、年度当初園内研修計画を作成し、園長が決定する。

F 職員会議。

職員会議は、1)全正規職員(全体会議、給食会議)。2)保育士(カリキュラム会議)。3)その他(各委員会等)とする。

会議の開催は、全体会議及び給食会議、カリキュラム会議は毎

月1回、その他については随時開催する。各委員会（委員会名簿）は必要に応じて開催する。（記録）会議録による。

G 厚生文化

親睦会を年1・2回行う。（コロナウイルス感染症が沈静化した場合）

町田市勤労福祉サービスセンターを活用する。

3 整備、備品

開園以来43年となり施設設備の老朽化が各所にみられるので、
隨時必要な部分の改修を行う。

印刷機、門扉改修、ホール棚、ダムウェダーの改修。

4 中・長期計画

2年以内の赤字体質からの改善、定員変更の申請。

3年後に門扉、玄関回りの改修。

長期的には老朽化及び防災対策として各クラスの定員変更を伴う施設の建て替えを行う。

以上